



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第59号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

生活保護法施行細則の一部を改正する規則	（地 域 福 祉 課）	2
島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則	（水 産 課）	18
租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則	（建 築 住 宅 課）	19

公布された条例等のあらまし

◇生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第37号）

1 規則の概要

- (1) 県内のすべての町村に福祉事務所が設置されることに伴う規定の整理
- (2) 医療機関等の指定の申請書を定めることとした。（第7条・様式第6号・様式第7号関係）
- (3) 指定医療機関の名称その他事項の変更等届出書を定めることとした。（第8条・様式第8号—様式第11号関係）
- (4) 指定医療機関の指定の辞退届書を定めることとした。（第9条・様式第12号関係）

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第38号）

1 規則の概要

- (1) 資金の種類に災害・経済変動等対応資金を新設することとした。（第3条・第4条、第7条・別表関係）
- (2) 漁業経営緊急支援資金を廃止することとした。（第3条・第4条、第7条・第12条・第15条・別表関係）
- (3) 漁業活性化資金、新規漁業着業支援運転資金及び長期漁船建造資金に係る保証料率を変更することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則（規則第39号）

1 規則の概要

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第1条—第3条・様式第1号・様式第2号関係）

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第37号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成12年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「政令」という。」を削る。

第2条から第9条までを削る。

第10条第1項中「様式第26号」を「様式第1号」とし、同条第2項中「様式第27号」を「様式第2号」とし、同条を第2条とする。

第11条中「様式第28号」を「様式第3号」とし、同条を第3条とする。

第12条中「様式第29号」を「様式第4号」とし、同条を第4条とする。

第13条中「様式第30号」を「様式第5号」とし、同条を第5条とする。

第14条を第6条とし、同条の次に次の3条を加える。

(医療機関等の指定申請書)

第7条 省令第10条第1項の申請書は、様式第6号によるものとする。

2 省令第10条の2第1項の申請書は、様式第7号によるものとする。

(指定医療機関等の変更等届書)

第8条 省令第14条第2項第1号に規定する場合の届書は、様式第8号によるものとする。

2 省令第14条第2項第2号に規定する事業の廃止又は休止に係る届書は、様式第9号によるものとする。

3 省令第14条第2項第2号に規定する事業の再開に係る届書は、様式第10号によるものとする。

4 省令第14条第3項の届書は、様式第11号によるものとする。

(指定医療機関等の辞退届書)

第9条 省令第15条の届書は、様式第12号によるものとする。

第15条を削る。

第16条中「様式第32号」を「様式第13号」に改め、同条を第10条とする。

様式第1号から様式第25号までを削る。

様式第26号中「(第10条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第27号中「(第10条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第28号中「(第10条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第29号中「(第12条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第30号中「(第13条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第5号の次に次の7様式を加える。

様式第6号 (第7条関係)

(表)

※ 生活保護法指定 医療機関
助産師
施術者 指定申請書

生活保護法第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定を申請します。

名 称			
所 在 地	TEL ()		
管 理 者 氏 名	医 療 機 関 等 コ ー ド		
診 療 科 名 (業 務 の 種 類)			
勤 務 する 医 師、 歯 科 医 師 又 は 薬 剤 師 等	担 当 科 名 等	氏 名	医 籍 登 録 番 号 等
看 護 師 の 数	病 床 数	一 般	床
准 看 護 師 の 数		結 核	床
看 護 助 手 の 数		精 神	床
理 学 療 法 士 の 数			
作 業 療 法 士 の 数			
健 康 保 険 法 に よ る 指 定	有 ・ 無	年 月 日 指 定	
感 染 症 の 予 防 及 び 感 染 症 の 患 者 に 対 す る 医 療 に 関 す る 法 律 に よ る 指 定	有 ・ 無	年 月 日 指 定	
介 護 保 険 法 に よ る 指 定 (訪 問 看 護 又 は 介 護 予 防 訪 問 看 護)	—	年 月 日 指 定	

年 月 日

島 根 県 知 事 様

住 所

申 請 者

氏 名

㊞

(裏)

【注意事項】

- 1 この書類は、都道府県知事あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 医師、歯科医師、助産師又は施術者が申請する場合には、免許証の写しを添付してください。
- 3 貴機関等が指定された場合には、島根県報により告示するほか、指定通知書により通知します。

【記載要領】

- 1 病院、診療所又は薬局が申請する場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が申請する場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が申請する場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください（「勤務する医師、歯科医師又は薬剤師等」には、本人についてのみ「氏名」及び「医籍登録番号等」を記載してください。）。医師、歯科医師又は助産所若しくは施術所を開設していない助産師若しくは施術者が申請する場合には、本人について「勤務する医師、歯科医師又は薬剤師等」のみを記載してください（助産師又は施術者にあつては、「担当科名等」に「助産」、「あん摩」等と記載してください。）。
- 2 ※印のところは、不要なものを—————で消してください。
- 3 「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
- 4 「管理者氏名」は、医療法等により届出等を行った管理者の氏名を記載してください。
- 5 「医療機関等コード」は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード又は薬局コードを記載してください。
- 6 「診療科名」は、医療法の規定により掲げられたものを記載してください。また、「業務の種類」は、「指定訪問看護」、「指定居宅サービス（訪問看護）」、「指定介護予防サービス（介護予防訪問看護）」、「薬局」、「あん摩」等と記載してください。
- 7 勤務する医師等の記載は、診療科名記載の順序により、欄が不足するときは、別紙に記載して、この申請書に添付してください。
- 8 「医籍登録番号等」は、医師にあつては医籍登録番号、歯科医師にあつては歯科医籍登録番号、薬剤師にあつては薬剤師名簿登録番号、助産師にあつては助産師名簿登録番号、あん摩マッサージ指圧師にあつてはあん摩マッサージ指圧師名簿登録番号、柔道整復師にあつては柔道整復師名簿登録番号を記載してください。
- 9 「看護師の数」、「准看護師の数」、「看護助手の数」、「理学療法士の数」及び「作業療法士の数」は、それぞれ申請時の実人員の数を記載してください。
なお、「理学療法士の数」及び「作業療法士の数」は、指定訪問看護事業者等のみ記載してください。
- 10 「病床数」は、医療法により許可を受け、又は届け出た数を記載してください。
- 11 健康保険法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに介護保険法（訪問看護又は介護予防訪問看護）による指定は、有無いずれかを○で囲んでください。
- 12 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第7号 (第7条関係)

(表)

生活保護法指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の2第1項の規定により、次のとおり指定を申請します。

名	称	
所	在	地 TEL ()
管	理	者 氏 名
医	療	機 関 コ ー ド 等
施 設 又 は 実 施 す る 事 業 の 種 類		
事 業 等 開 始 (予 定) 年 月 日		
既に指定を受けている 事業又は施設	事業又は施設の種別	
	指定等年月日	
介護保険法の指定を受 けている事業又は施設	指定等年月日	
	介護保険事業者番号	
職員配 置の状 況	職 種	
	常 勤	専 従
		兼 務
	非 常 勤	専 従
兼 務		
利 用 定 員 等		
サービス費用基準額以外に必要な利用料の額		

年 月 日

島 根 県 知 事 様

住 所

申 請 者

氏 名

㊞

(裏)

【注意事項】

- 1 この書類は、都道府県知事あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を經由して提出してください。
- 2 貴機関等が指定された場合には、島根県報により告示するほか、指定通知書により通知します。

【記載要領】

- 1 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が申請する場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が申請する場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 2 「名称」欄は、略称等を用いることなく、開設許可又は指定を受ける正式な名称を用いて記載してください。
- 3 「管理者氏名」欄は、管理者を配置している場合に、当該管理者の氏名を記載してください。
- 4 「医療機関コード等」欄は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード又は薬局コードを記載してください。複数のコードを有する場合には、そのすべてを記載してください。
- 5 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回指定申請する施設又は事業を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業又は施設」欄は、すでに本法による指定を受けている事業又は施設の種類及び当該指定又は開設許可を受けた年月日を記載してください。なお、介護保険法施行法等の規定により指定があったものとみなされたものについては「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則の規定により指定があったとみなされたものについては「18. 4. 1」と記載してください。
- 7 「介護保険法の指定を受けている事業又は施設」欄は、介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日及び介護保険事業者番号を記載してください。申請中の場合は、「指定等年月日」欄に「申請中」と記載してください。なお、介護保険法施行法の規定により指定等があったものとみなされたものについては「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則の規定により指定があったとみなされたものについては「18. 4. 1」と記載してください。
- 8 「職員配置の状況」欄は、職種別に、申請時の実人員の数を記載してください。
- 9 「利用定員等」欄は、入院、入所（利用）定員を定めている場合に、申請時における数を記載してください。
- 10 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料の額を記載してください。なお、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護については、入居に係る利用料とそれ以外を区別して記載してください。
- 11 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第 8 号 (第 8 条関係)

(表)

生活保護法指定 ※ (医療機関
介護機関
助産師
施術者) ※ (名 称
所在地
その他) 変更届書

次のとおり変更しましたので届け出ます。

指 医 療 機 関 定 等	番 号	
	名 称 (氏名)	
	所在地 (住所)	TEL ()
変 更 事 項	旧	
	新	
変 更 年 月 日		年 月 日
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		

年 月 日

島 根 県 知 事 様

住 所

届 出 者

氏 名

印

(裏)

【注意事項】

- 1 この書類は、都道府県知事あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 この書類は、指定医療機関等の名称（氏名）又は所在地（住所）に変更があったとき、所要事項を記載して提出してください。

【記載要領】

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 ※印のところは、不要のものを————で消してください。
- 4 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
- 6 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 7 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第9号 (第8条関係)

(表)

生活保護法指定 ※ (医療機関
介護機関
助産師
施術者) ※ (休止
廃止) 届書

※

次のとおり 休止・廃止しましたので届け出ます。

指 医 療 機 関 定 等	番 号	
	名 称	
	所 在 地	TEL ()
※ 休止・廃止年月日		年 月 日
※ 休止 止の ・理 廃由		
委の 託措 患置 者状 等況		
再開の見通し (休止の場合)		

年 月 日

島 根 県 知 事 様

住 所

届出者

氏 名

印

(裏)

【注意事項】

- 1 この書類は、都道府県知事あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を經由して提出してください。
- 2 この書類は、指定医療機関等が休止され、又は廃止された場合に速やかに提出してください。
- 3 休止の場合には、再開後速やかに再開届書を提出してください。

【記載要領】

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 ※印のところは、不要のものを————で消してください。
- 4 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 6 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 7 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第10号 (第8条関係)

(表)

※ (医療機関
介護機関
助産師
施術者) 再開届書

生活保護法指定

次のとおり再開しましたので届け出ます。

指 医 療 機 関 定 等	番 号	
	名 称	
	所 在 地	TEL ()
休 止 年 月 日	年 月 日	
再 開 年 月 日	年 月 日	
再 開 の 理 由		

年 月 日

島根県知事様

住 所
届出者
氏 名

㊞

(裏)

【注意事項】

- 1 この書類は、都道府県知事あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 この書類は、指定医療機関等の再開後速やかに提出してください。

【記載要領】

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 ※印のところは、不要のものを————で消してください。
- 4 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 6 「休止年月日」は休止届書に記載した休止年月日を、「再開年月日」は再開した年月日をそれぞれ記載してください。
- 7 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第11号 (第8条関係)

(表)

※ (医療機関
介護機関
助産師
施術者) 処分届書

生活保護法指定

次のとおり届け出ます。

指 医 療 機 関 等 定	番 号	
	名 称 (氏名)	
	所在地 (住所)	TEL ()
処分の種類及びその年月日		

年 月 日

島 根 県 知 事 様

住 所
届出者
氏 名

印

(裏)

【注意事項】

- 1 この書類は、都道府県知事あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 この書類は、次に掲げる場合に速やかに提出してください。
 - (1) 病院、診療所、指定訪問看護事業者等又は薬局が処分を受けた場合
 - (2) 医師、歯科医師、助産師又は施術者が処分を受けた場合
 - (3) 助産師又は施術者が開設する助産所又は施術所が処分を受けた場合
 - (4) 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が処分を受けた場合

【記載要領】

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。医師又は歯科医師が届け出る場合には、本人について記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、本人又はその開設する助産所若しくは施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 ※印のところは、不要のものを————で消してください。
- 4 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 6 「処分の種類及びその年月日」は、生活保護法施行規則第14条に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。
- 7 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第12号 (第9条関係)

(表)

生活保護法指定 ※ (医療機関
介護機関
助産師
施術者) 指定辞退届書

次のとおり生活保護法による指定を辞退します。

指 医 療 機 関 等 指 定	番 号	
	名 称	
	所 在 地	TEL ()
辞退年月日		年 月 日
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		

年 月 日

島 根 県 知 事 様

住 所

届出者

氏 名

㊞

(裏)

【注意事項】

- 1 この書類は、都道府県知事あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 この書類は、指定を辞退しようとする日の30日前までに提出してください。

【記載要領】

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。医師若しくは歯科医師又は助産所若しくは施術所を開設していない助産師若しくは施術者が届け出る場合には、「番号」、「辞退年月日」及び「委託患者の措置状況」を記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 ※印のところは、不要のものを—————で消してください。
- 4 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 6 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 7 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第31号を削る。

様式第32号中「(第16条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同様式を様式第13号とする。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第38号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則(平成12年島根県規則第102号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「1.40」を「その都度知事が別に定める値」に改める。

第4条第4号を次のように改める。

(4) 災害・経済変動等対応資金

第7条第1項中「漁業経営緊急支援資金」を「災害・経済変動等対応資金」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 新規漁業着業支援運転資金又は長期漁船建造資金の融資を受けようとする者は、別に定める申請書を融資機関を經由して知事に提出しなければならない。

第12条中「若しくは長期漁船建造資金又は漁業経営緊急支援資金(知事が定める額を超える額の融資を受ける場合に限る。)」を「又は長期漁船建造資金」に改める。

第15条第2項を削る。

別表漁業活性化資金の項から長期漁船建造資金の項までの規定中「年0.83パーセント」を「年0.88パーセント」に、「年0.99パーセント」を「年1.09パーセント」に改め、同表漁業経営緊急支援資金の項を次のように改める。

災害・経済変動等対応資金	自然災害、経済環境の著しい変動その他知事が認める事由により、早急な金融上の支援を必要とする漁業者	その都度知事が別に定めるところによる。	取扱漁協
--------------	--	---------------------	------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の認定又は決定に係る融資について適用し、同日前の認定又は決定に係る融資については、なお従前の例による。

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第39号

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則（昭和49年島根県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第31条の 2 第 2 項第16号ニ、第62条の 3 第 4 項第16号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ニ、第62条の 3 第 4 項第15号ニ」に改める。

第 2 条第 1 項中「第31条の 2 第 2 項第16号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ニ」に、「第62条の 3 第 4 項第16号ニ」を「第62条の 3 第 4 項第15号ニ」に改め、同条第 2 項中「第31条の 2 第 2 項第16号ニ又は第62条の 3 第 4 項第16号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ニ又は第62条の 3 第 4 項第15号ニ」に改める。

第 3 条中「第31条の 2 第 2 項第16号ニ又は第62条の 3 第 4 項第16号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ニ又は第62条の 3 第 4 項第15号ニ」に改める。

様式第 1 号中 「第31条の 2 第 2 項第16号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ニ」に改め、同様式の備考 4 から 6 までの規定中「第31条の 2 第 2 項第16号ニ又は第62条の 3 第 4 項第16号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ニ又は第62条の 3 第 4 項第15号ニ」に改める。

様式第 2 号中 「第31条の 2 第 2 項第16号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ニ」に改め、同様式の備考 3 中「第31条の 2 第 2 項第16号ニ又は第62条の 3 第 4 項第16号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ニ又は第62条の 3 第 4 項第15号ニ」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正前の租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の規定により作成された申請書でこの規則の施行の際受理されているものは、改正後の租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の規定により作成された申請書とみなす。